

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第62回）議事録

日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 15:00～15:53

場 所 永田町合同庁舎 7 階704会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、伊澤委員、岩崎委員、工藤委員、久保委員
（事務局） 内閣府地方創生推進事務局 鷹合参事官、山岡補佐

1. 開会

（鷹合参事官） それでは、定刻を過ぎておりますので、第62回「構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会」を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます、地方創生推進事務局参事官の鷹合です。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、本日の出欠状況ですが、藤村委員長、伊澤委員、岩崎委員、久保委員は会場からの御参加。工藤委員はオンラインでの御参加になります。

それでは、以降は司会進行を藤村委員長にお願いしたいと思いますので、藤村委員長、よろしくお願いします。

（藤村委員長） 分かりました。では、以降の司会進行を務めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 最近の特区制度の動向について

（藤村委員長） 議事次第に沿って進めていきたいと思いますので、まずは「1. 最近の特区制度の動向について」です。

事務局より説明をお願いいたします。

（鷹合参事官） 説明いたします。

評価・調査委員会は、構造改革特別区域推進本部令に基づきまして設置された委員会でございます。

本部令の第1条第2項第1号において「構造改革の推進等を図る観点から、特定事業の実施又はその実施の促進の状況について評価を行い、その結果に基づき、構造改革の推進等に関し必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べること」になっております。

しかしながら、今年度は評価の対象となる措置が設定されておりませんので、本日は、最近の特区制度の動向、令和6年度の認定状況、令和7年度の評価の対象となる規制の特例について紹介したいと考えております。

最初に、議題1の最近の特区制度の動向について説明いたします。資料1－1を御覧ください。通しページ、紫色のページが書いてあると思いますので、そのページに沿って説

明させていただきます。通しページの1ページでございます。

この資料は、昨年12月24日に開催しました国家戦略特別区域諮問会議における資料で、特区制度の振り返りと今後の展開について整理しました。

2ページ目を御覧ください。特区制度は、現在、3制度ございます。評価・調査委員会が所管する構造改革特区、その後、2011年に制度ができました総合特区、2013年に制度ができました国家戦略特区の3つの特区制度が併存する形で現在運用しております。

資料は飛びまして、通しページの6ページを御覧ください。「これまでの主な成果」としまして、特区を活用した取組の一例を記載しております。構造改革特区においてよく活用されている学校設置会社による学校設置事業、特定農業者による特定酒類の製造事業を紹介しております。3つの特区制度の運用を通じて、保育、教育、観光・商工業、農業、医療、人材、交通・都市再生など幅広い分野で規制改革・制度改革を実現してきております。

資料1－2として、さらに詳細な活用事例を作成しております。本日は時間の都合上、御説明はいたしません、紹介いたします。

次のページを御覧ください。成果の次は、取組を踏まえた課題でございますが、特区制度は、あくまでも弊害の有無を確認する実証プロセスでありまして、最終ゴールは全国展開、全国措置化です。しかしながら、特例措置の中には、特例化から長期間を経ても全国展開がされていない特例もございます。右側の図を御覧ください。構造改革特区においては、145件全国展開しておりますが、56件特例措置として残っておりまして、そのうち51件が特例化から5年以上経過している措置となっております。

次のページを御覧ください。最終ゴールは全国展開なのですが、特区制度は、まずは規制の特例措置化をすることが必要です。自治体等から提案いただきました提案について、関係各省と調整し、特例化していくわけでございますが、左のグラフが示すように、3つの制度ともに、制度開始当初は特例措置化の数が多いのですが、だんだん少なくなっていくのが現状です。

次のページを御覧ください。特例措置化がされても、措置をするときに、様々な条件が付加されて、活用が思うように進まない事案もございます。左の図を御覧ください。構造改革特区の特例措置56件のうち、活用実績のないものが20件ございます。

次のページを御覧ください。これらの課題を踏まえまして「今後の方向性（案）」を示させていただきます。3つの柱の「これまでの成果の全国への普遍化」ですが、まずは特例措置の全国展開をさらに推進していくということです。これは国家戦略特区の特例措置に関することですが、直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化にするよう検討していくものです。国家戦略特区は、区域が限定されている制度でございますので、すぐに全国展開は厳しい、段階を踏んでいきたいと考える措置を構造改革特区の特例措置にすることを検討していくものでございます。

この2つについて、先般、地方創生推進事務局から関係各省に照会をしております。関

係各省から構造改革特区の特例措置について、全国展開してもよいという意見が出てきましたら、次回または次々回の評価・調査委員会において報告させていただきます。

もう一つは、活用が伸び悩む特例措置の要件の再検証です。こちら先般、ウェブアンケートを開始しまして、自治体や事業者からそれぞれの特例措置のこういった要件が厳しくて活用しづらいのかといったことをアンケートしております。

これらの取組を通じて、特例措置の活用、特例措置の全国措置化を進めていければと考えております。

議題1は以上です。

(藤村委員長) ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。久保さん、どうぞ。

(久保委員) 一つ質問させていただけたらと思います。各特区制度が創立されて、措置の件数は、先ほどグラフの御説明があったかと思うのですが、創立の当初が一番多い傾向が見られて、そこから随時減少していく傾向が見てとれると思います。これはどういう理由でそうなっているのか、何らか思い当たる点等がございましたら、教えていただきたいと思います。

(鷹合参事官) まず一つは、制度設立当初は、その機運が盛り上がっているといえますか、今からやっていこうという話になりますので、自治体や事業者からの提案が自然と増えるのではないかと考えてございます。

それがまず一点かと思っておりますが、ほかは、だんだん措置化が増えてくると、措置をするネタといえますか、提案するものがなくなっているのも一つの要因かと思っております。

(久保委員) 制度創立当初は、そこに至るまであれが解決されたらいいなとか、この規制のここが問題だなとかいうのがたまって様々な制度ができて、では、それをやってみようとなると思うのです。

ただ、それで最初は爆発的に多いとしても、その後、事業者さんや自治体の悩みは、日々の生活の中である程度恒常的に発生していくのかなと思っていて、グラフを見ると、構造改革特区の場合には、特に近時は、当初に比べればかなりゼロに近いと言えるのかなと思っていて、そういった意味で何か拾い上げられていない問題点とかがあるのかなと思ったり、あるいは特区制度に関するPRといったものとかがどのようになされているのかなと疑問に思って、今お尋ねしております。

(鷹合参事官) ありがとうございます。最後におっしゃいましたPRについては、我々もまだまだ足りないと考えておまして、そこは通しページ10ページの今後の方向性でも書かせていただいております、情報発信がまだまだ足りないということがありましたので、資料1-2の活用事例も、こういうことがあったので、もっと活用してもらおうということで作りました。

また、これからXとか、そういったSNSでも最近、かなり発信できるようになりましたので、そこも力を入れていきたいと考えております。

もう一つの点ですが、多分、恒常的に提案があってもおかしくないとは思っているのですが、一つは、3制度ありまして、今、比較的使われているのが、新しくできた国家戦略特区でございます。したがって、国家戦略特区はそれなりに数がまだ出てきていますので、そちらがメインになってしまっていることがあるのかなと思っております。

（久保委員）承知いたしました。

（岩崎委員）私も、同じページの推移が示す意味についてお聞きしたいと思います。国家戦略特区は、ほかの2つの特区と異なる動きをし、増加しているように見えます。どの特区に関してもニーズはあると思いますが、国家戦略特区には、それを加速させ、活性化させる仕組みが強く備わっているのではないかと推測しております。国家戦略特区だけが増加している要因について、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

（鷹合参事官）ありがとうございます。通し番号の5ページが分かりやすいと思うのですが、実は国家戦略特区と構造改革特区の違いが1つありまして、国家戦略特区には特区ワーキングがございます。特区ワーキングの委員がワーキンググループをつくりまして、そこで関係各省に対してこのようにすればいいのではないかとといった形で指摘いたしまして、そこが強い推進力となっているのかなと思っております。

構造改革特区についてはそれがございませんので、基本的に我々地方創生推進事務局から関係各省に検討してくれと依頼してやり取りするにとどまっておりますので、推進力の違いなのかなと思っております。

（岩崎委員）きっと一種のコンサルティングやコーディネート業務を、中間的な組織として担っているということなのでしょうね。

（鷹合参事官）そうですね。

（岩崎委員）分かりました。同じような仕組みにするか、この3つの制度の特徴をより明確にする必要がありますね。

（鷹合参事官）特区ワーキンググループを活用するのが大事だと思っていて、ニーズに対し、それを国家戦略特区の特例措置にするかという話と、また別に特区ワーキングの議論を踏まえて構造改革特区の特例措置にするかという話もできないことはないのです。

今、国家戦略特区は区域が限定されておりますので、全国で特区をやりたいという流れになると、ワーキンググループから構造改革特区の特例措置に流れてくるものも、もしかしたら出てくるのかもしれませんが。

（岩崎委員）分かりました。構造改革特区は地域に根ざし下からのボトムアップを促すものと理解しました。

（藤村委員長）私は、数が増えることがいいこととは必ずしも思っていないのです。本来の趣旨は、何か新しい事業をやりたいのだけれども、いろいろな規制がかかっていて難しいと。だったら、その規制を一部外してやってもらって、うまくいくなればそれを展開して

いきましょうという話ですね。

（鷹合参事官）はい。

（藤村委員長）ですから、今、何かアイデアがあって、やろうとしている業者が自治体と一緒にやっていくわけですが、こういう情報が届いていなければ届けなければいけないけれども、多分、情報はほぼ届いているのだろうと思います。

それを使わない理由が別にあって、それは面倒だからと。新しいことを始めるには、相当エネルギーが要りますね。その辺の核になるような人物が1人、2人では少なくて、3人以上いると形になっていく。その辺のことが、数があまり伸びない理由なのかなと思うのです。

だから、制度の問題ではなくて、制度を使う側にエネルギーがないと私は見ているのですが、どうですか。

（鷹合参事官）そうですね。制度を使う側なのかどうかは分かりませんが、たくさん提案を出してくる自治体は、自治体の中に特区を扱う部局がちゃんとあって、その部局に人をちゃんと集めてやっている傾向がございます。

したがって、ちゃんと能力のある人をつけている自治体がしっかりと提案を出していますので、そういう側面があるのではないかと確かに思います。

（藤村委員長）そうですね。結局、何をやるにも、最後は人なのです。人がいるかどうか。

（岩崎委員）具体的な自治体の実例をご存知かと思いますが、そうした事例が示されれば、『このような条件が揃えば特区は成功する』というポイントがあれば、制度を理解しやすくなると思います。

藤村先生のお話を伺い、改めていくつかの重要なポイントがあることが分かりました。

（鷹合参事官）最たる例とすると、東京都は特区関係の部局もちゃんとあり、かなり力が入っていると思います。

もう一つは、国家戦略特区の提案で多いのは、福岡市は市長がかなり力を入れていただいております、非常に提案が多いというのがあります。

また、最近では、千葉県が区域拡大したい、国家戦略特区に入りたいという話がございます、今、議論を進めておりますが、千葉県さんはそういう話もありますので、ちゃんと特区関係の部局を1月からつくって、体制を整えたという事実がございます。

（藤村委員長）工藤委員、何かありますか。

（工藤委員）ありがとうございます。今の委員の先生方の御意見とかぶってしまうのですが、今、御説明いただいたように、頑張っているところは、結局、首都圏に近かったり、規模の大きい自治体、あるいは都道府県で、それでマンパワーがあるところだと思います。

実際には、もともと特区は、地元の社会課題とかの解決に、従来の規制制度だと非常にやりにくいと。そこから何らかの規制の緩和を求めるものが本来の趣旨だったかと思うのですが、御案内のように、釈迦に説法で大変恐縮ですが、全国の自治体は非常に疲弊してまして、今、人材の問題で、例えばやる気のある首長さんが出たとしても、そもそも専

門人材が少なかったり、自治体によっては、今、職員数が非常にぎりぎりの状態でやっていますので、アイデアがあっても、実際に動いていけないというのが7～8割の自治体ではないかと推測します。

したがって、基本的には中核市以上、今、お名前が出ているのは政令市で、そうなってくると、本来の規制緩和という意味と少し変わってきているのかなというのが私の認識です。

今、特区制度は3つ走っていますが、皆さんにニーズがあって、かつ、使い勝手のよいものに今後収束していくほうがいいのか、それとも別の形で、今申し上げたように、全国のまさにもっと困っている自治体が事業をやりやすいようなスキームで、むしろ地元の負担をなるべく軽減するような仕組みがないと、多分、これはどこかで、厳しい言い方をすれば制度破綻しないまでも、利用者が非常に減っていく傾向はなかなか改善できないのではないかと感じております。若干感想みたいな話ですか、よろしくお願いします。

(藤村委員長) ありがとうございます。

(鷹合参事官) 非常に貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

答えるのはなかなか難しいのですが、おっしゃるとおり、我々が事務局で自治体とやり取りしている中で、人材不足がかなり出てきているようで、自治体の動きが遅いなど感じるところが結構ありまして、そこは我々も非常に感じているところでございます。

おっしゃるとおり、実際に小規模の自治体がなかなか動けないという実態がございまして、そこは今後の方向性には書いていないですが、我々は認識しておりまして、そこをしっかりと支援していく、寄り添う形で御支援していきたいと思っています。

なかなかそこに妙案はないのですが、思いとしては、今まさに地方創生2.0を進めていく、起動するという話になっており、東京一極集中をなくすという話も出ておりますので、都市圏ではなくて、地方がもっと動ける、提案していただけるような体制づくりをしたいと思っております。

(工藤委員) ありがとうございます。そのとおりだと思います。

一番社会課題を抱えていらっしゃるの、人口が減少して、高齢化が進んでいる全国の多くの自治体でございまして、むしろそういう意味では、将来的には今の構造改革特区よりも少しソフトな形で、例えば社会課題をこのように解決したいのだけれどもというシーズをくみ上げていくような仕組みづくりみたいなものがもしかすると必要になるかなと思っておりますので、ぜひ継続的に御検討いただけますと幸いです。

(鷹合参事官) ありがとうございます。

(藤村委員長) 議題1については、よろしいでしょうか。

では、議題2に移りたいと思います。

3. 令和6年度の特区計画の認定について

(藤村委員長) 「令和6年度の特区計画の認定について」です。

事務局よりお願いいたします。

（鷹合参事官）議題２の「令和６年度の特区計画の認定について」ですが、自治体が構造改革特区の特例措置を活用したい場合は、特区計画を申請しまして、関係各省の同意を経て内閣総理大臣の認可を受ける必要があります。これを年に３回行っております。

今年度の３回目の認定は、現在作業中でございますので紹介はできませんが、第１回と第２回の認定を終えておりますので、御紹介させていただきます。

通しページの19ページを御覧ください。今年度１回目の認定案件でございます。最近活用されているのは、真ん中にあります「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」です。これは来年度の評価対象となっておりますので、議題３で紹介いたします。

もう一つ使われているのは「特産酒類の製造事業」です。これは、自治体の特産品、特産物、リンゴやブドウなどを使ってお酒を造るものですが、お酒は最低製造数量基準といって、少なくともこれぐらい造りなさいというルールがあるわけですが、この特例措置を使うと、最低製造数量基準が撤廃、あるいは少なくなるものでございます。

次に、通しページ21ページを御覧ください。今年度第２回の認定です。

「申請状況」を見ていただきますと、これも第１回と同じように「特産酒類の製造事業」や「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」が多いわけではございますが、最近活用され始めた特例措置として、下から３つ目になりますが「職業能力開発短期大学の修了者の大学編入学事業」がございします。

これは令和４年に特例措置化したものですが、職業能力開発短期大学の修了者は、大学への編入学が認められていないところでございますが、一定の条件の下で編入学を認めるものです。今回、熊本県が編入する大学を追加するための計画の変更を申請しておりますが、熊本県は、半導体企業の製造工場の稼働が始まっていることから、半導体技術に精通した高度人材の育成を促進するため、活用しているものです。

ほかに「学校設置会社による学校設置事業」の新規申請、変更申請も定期的に出されております。これは、昨今の不登校児の増加に伴いまして、通信制高校の需要が高くなっていることから、主に通信制高校の設置等が申請されているものです。

ただ、ここの資料に書いてあります群馬県長野原町の学校設置会社による学校設置事業は、通信制高校ではございません。日常的に外国語を学びながらコミュニケーション力を育む学校として、小学校を設置する計画を申請されており、認可されました。

特例措置の計画の認定につきましては、今後も引き続き年に３回、着実に進めてまいります。議題２についての説明は以上になります。

（藤村委員長）ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

給食の外部搬入は多いんですね。

（鷹合参事官）資料３に飛びますが、通しページの23ページになりますが、今、給食の外部搬入は75件認定・活用されております。公立保育所が75件ございまして、児童発達支援

センターが28件、公立幼保連携型認定こども園が10件ということになっておりまして、かなり多いです。

（藤村委員長）そうですね。それぞれの保育所で調理して出すのは、それはそれで労力がかかりますね。だから、アレルギー対応がちゃんとできるかどうか常にはここでは議論になってきましたね。

（久保委員）よろしいですか。

（藤村委員長）どうぞ。

（久保委員）この議題に直結した御質問というわけではないのですが、拝見していると、様々な申請状況が出ていて、それを申請している自治体の名前が様々列挙されていると思うのですが、これを見ると、比較的バラエティー豊かな自治体から申請がなされていると思っていますのです。

構造改革特区が始まってから今に至るまで、多分、様々な自治体から申請が上がってきていると思うのですが、この自治体が多いというような傾向は見えてとれるところなのか。先ほどのお話だと、多分そうなのかなと。そういう仕組みをちゃんと持っている自治体は上げてくれるということなのかなと思うのですが。

（鷹合参事官）すみません。そこは20年前からある制度ですので、その当時がどれぐらい多かったか、使われている分布図は分からないのですが、ここ最近を見る限り、御覧のとおり、全国各地から来ていますので、そんなにばらつきがあるという感覚は、私は持っていないくて、結構全国津々浦々から出していただいているなという感触はあります。

（久保委員）特例措置化されたら、全国の自治体さんは誰でも一応使えるわけではないですか。最初に特例措置化に持ち込んで、最初に申請をする人が多分一番汗をかく人というか、大変な自治体になると思うのです。そのような最初の起爆剤というか、最初に扉をこじ開ける自治体は、ある程度の偏りがもしかしてあるのかなと思って、もしあるのだとすると、そういう方々がどのような体制をやっているかがひとつ参考になるのかなと。

先ほどの議題に関係するお話で恐縮なのですが、思った次第なので、もし何かしらこういう自治体が多そうということとかが分かれば、後で結構ですので、教えていただけたらと思います。

（鷹合参事官）調べさせていただきまして、傾向があれば御報告させていただきます。

今の話で、我々も一つ課題だと思っているのは、特区制度のなかなか難しいところは、特に構造改革特区は、最初に提案して規制改革に持っていくのは非常に労力がかかるのですが、それをしたら全国の自治体の特区を使ってしまうということで、いわゆるファーストペンギンというのですか、最初にやった人にあまりメリットがありません。

そういう話もあり、本当はどんどん提案を出していただきたいので、そういう最初に提案して規制改革を実現した自治体なり、事業者に何らかのメリットを与えれば、これから提案が出てくるのかなと思うのですが、なかなかそれがうまくできていないのが現状と思っています。

(久保委員) 確かに御指摘のとおり、最初の人が一番大変なので、そこが報われないと。メリットがあることが、普通はやる動機にもなってくると思います。そこが難しいですね。

そこで何らかのメリットを与えるのは、制度的にはまだ難しいのもあると思いますし。

(藤村委員長) 今、久保さんがおっしゃった観点で、時々話題になるのは、いわゆるどぶろくとかお酒で、同じような材料でうちもできるというので、まねをする。そうすると、もともと始めたところの特殊性というか、差別化ができなくなっていく。その辺は、ある種の悩みとしてたまに出てきますね。

(山岡補佐) 一方で、長野とか余市ですと、ワインバレーみたいな形で、1つの農家さんやレストランさんではなく、複数そういった事業者さんが出てくることで、集積が生まれて、飲み歩きや宿泊につながる事例も出てきているので、地域活性化としては、それぞれの事業者さんに競争を促す一助にはなっている気はしています。

(藤村委員長) 両方あるんですね。

(山岡補佐) したがって、どぶろく特区は差別化こそ意味があるので全国展開してほしくないという御意見があります。

(岩崎委員) アイデアを知的所有権の観点から考えると、『自分がアイデアを出したのに』と覚えることはあり得るかもしれません。特許のように、全国展開した場合、何かのメリットがあっても良いのではないかと思います。

質問ですが、給食の外部搬入方式に関する64ページの表を見ていて、特区の名称には『豊かな』とか『安全安心』など、肯定的な表現が多いと感じました。これらの名称は、それぞれの自治体が独自に考案しているのでしょうか。

(鷹合参事官) そうです。自治体が自由に考えていただいています。

(岩崎委員) ここでの議論である給食の外部搬入に対する若干の懸念を払拭するようなタイトルが多かったので、感想として、『地産地消』や『安全安心』『豊かな』などの肯定的名称が使われていることを、興味深く感じました。

実際に地産地消の食材を使用した給食なののでしょうか。ガイドライン的にはそこまで明言されていなかったように思います。

(鷹合参事官) それはたしかあったと思います。資料5-2になりますが、48ページになります。「地産地消」とまでは書いていないのですが、一応、要件として「食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること」とありますので、その中で、地産地消で地元のものを使うことも入れている自治体もあると思います。

(岩崎委員) これは努力義務ですね。

(鷹合参事官) そうですね。

(岩崎委員) なるほど。今後、より年齢の低い幼児を対象にした給食搬入の議論が進むと思うので、参考になる事例があるのではないかと考えながら拝見していました。

(藤村委員長) 時間も大分経過いたしましたので、議題2については、この辺りにしたい

と思います。

4. 令和7年度の評価の対象となる規制の特例について

(藤村委員長) 続きまして、議題3「令和7年度の評価の対象となる規制の特例について」事務局より説明をお願いいたします。

(鷹合参事官) 議題3ですが「令和7年度の評価の対象となる規制の特例について」でございます。

冒頭に説明させていただきましたが、本年度は、評価の対象となる特例措置がございません。来年度は、4つ評価対象となる特例措置がございます。本格的な議論は、来年度以降にお願いしたいと思っておりますが、本日は簡単に御紹介させていただきます。

通し番号の23ページを御覧ください。来年度の評価対象となる規制の特例措置は、4つございます。

1つ目が「病院等開設会社による病院等開設事業」でございます。株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる特例措置です。認定件数は1件のみとなっております。残りの3つが、公立保育所、児童発達支援センター、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方針の容認事業です。同じ給食の外部搬入の特例措置でございますので、来年度はまとめて議論していただければと考えております。

次のページを御覧ください。通し番号24ページになります。評価・調査のスケジュールのイメージです。例年9月頃に評価・調査委員会を開催させていただきまして、調査票の審議をしていただいております。その後、その調査票を基に、事務局が自治体への調査を行いまして、調査結果を取りまとめます。そして、2月の末頃になると思いますが、評価・調査委員会を開催し、評価意見を取りまとめていただく流れでございます。ということでございますので、来年度は2回開催を予定しております。

時間の都合上、簡潔に特例措置の概要を説明させていただきます。通しページの26ページを御覧ください。「病院等開設会社による病院等開設事業」でございますが、株式会社による病院等の開設は認められていないところでございますが、この特例措置を活用すれば、株式会社が高度な医療を提供する病院を開設できるという特例措置です。しかしながら、要件がございまして、高度な医療に限定されることと、保険医療機関の指定は行われない、つまり、自由診療のみであることなど、要件がございまして、現在活用されているのは、神奈川県のみとなっております。

次ページ以降は、これまでの評価・調査の経緯となります。

平成17年度から評価をしていただいておりますが、厚生労働省になりますが、活用例が1件ということから、全国展開による弊害の有無の判断は困難であるといった規制所管官庁の意見や、平成25年度の評価では、平成23年に株主が変更されまして、豊胸等の美容領域から乳房再建といった治療領域に診療領域が変更されたため、変更による弊害の発生の有無等を検証する必要があるといった評価・調査委員会の意見がございました。また、令

和2年の評価委員会において、事業者より要望のあった19の施術について、学会等に意見照会した結果を関係省庁から報告していただきまして、幾つかの施術について実施可能になったという経緯がございます。

続きまして、48ページを御覧ください。先ほど御説明しました「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」でございますが、保育所における給食については、施設外で調理し、搬入する方法は認められていないところ、この特例措置を活用すれば、保育所外で調理し、搬入することができるという特例措置でございます。これはかなり活用されておりまして、現時点で75件活用されております。

なお、上に小さく※がありますが、3歳以上の児童の給食については、公立・私立問わず、平成22年6月から全国展開をしております。

通しページの53ページを御覧ください。平成21年度の評価・調査委員会において、3歳以上の児童については、地域を限定することなく、全国において実施という評価意見をいただきまして、全国展開に至ったものです。

次に、通しページの60ページを御覧ください。これが令和3年度の評価、直近の評価になりますが「評価の内容」ですが、ヒアリングなど複数の自治体を実施し、その状況を報告、その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知徹底し、その後の事業実施状況を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行うという評価意見をいただいておりますので、来年度は、それを踏まえて評価いただきたいと思っております。

児童発達支援センターと公立幼保連携型認定こども園の給食外部搬入については、保育所と内容が同じなので、説明は省略させていただきます。

これらについて、来年度評価をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議題3の説明は以上となります。

（藤村委員長）ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

（岩崎委員）より年齢の低い保育所向けの給食搬入を再評価し、全国展開を行う際に、これまでの実績件数は影響与えるものなのでしょうか。

（鷹合参事官）そうですね。件数が多いというのはそれなりに活用されているということで、その中で大きな事故がないのであれば、一つの大きな判断基準にはなるのかなと思っております。

（岩崎委員）分かりました。もう一点ですが、実際に実施している場所で何らかの事故があった場合には、その事態を把握する仕組みは存在しているのでしょうか。

（鷹合参事官）それは、特区計画を申請してもらっているので、その自治体が特区でやっているという認識をちゃんと持っていれば、我々事務局に連絡が来るのではないかと考えていますが、明示的にそういうものは言っていないと思うので、もしかしたら連絡が来ていなくて、事故が起きている可能性もあるのかもしれない。

（岩崎委員）分かりました。

(久保委員) 私からもよろしいでしょうか。

(藤村委員長) どうぞ。

(久保委員) 通しページ63ページの四角の中の一番下に「関係省庁にて令和3年度の調査結果を踏まえ、適切な運用に向けてガイドラインを令和6年度中に改定予定」と書かれていて、これをこども家庭庁が出すことになっているということですが、まだ出てはいない。

(鷹合参事官) そうなのです。実は、令和3年度の評価で、先ほど申しましたが、課題を整理して、各自治体に改めて周知徹底し、となっておりまして、それがこども家庭庁いわゆるガイドラインなのですが、いまだに出せていない状況らしいので、これは早く出してくれと我々からも言うております。

ただ、令和6年度中には出したいとおっしゃっていますので、出してくれるのではないかと思います。

(久保委員) これはガイドラインをやって、その実施状況を踏まえて、令和7年度までに改めて評価を行うと書いているので、そうすると、令和7年度、つまり、今年4月以降に評価を行うためには、ガイドラインは早急に出していただいたほうがいいと思います。

(鷹合参事官) おっしゃるとおりでございまして、本来であれば、もっと前に出していたいて、そのガイドラインが出た後の状況を踏まえて評価していただくことになるはずだったので、我々としても早く出してくれと言うておりまして、今日、また委員から御意見をいただきましたので、またこども家庭庁にはお伝えしたいと思っております。

(岩崎委員) ガイドラインの提出がなくても、何らかの形で評価を行うのですか。

(鷹合参事官) これは悩ましいのですが、評価していただきたいと思っております。

もし府省庁側がガイドラインを出していないので、評価しませんと言ったら、何でもできてしまうといえますか、こども家庭庁の言うがままになってしまうので、我々は我々で評価の時期を設定していますから、ガイドラインが出るのは望ましいですが、出なくても評価していただく形なのかと思っております。

(岩崎委員) 規制緩和とガイドラインはペアのような気がするので、ぜひ出していただきたいと思います。

(鷹合参事官) 分かりました。しっかりと伝えたいと思います。

(藤村委員長) 厚労省からこども家庭庁へ移っていったから、その辺の混乱もありますね。でも、出してくれなくては困ります。

来年度は2回この委員会を開催して、評価いただくということで、その点はよろしいですか。

(首肯する委員あり)

(藤村委員長) では、議題3は以上としたいと思います。

(藤村委員長) 何か御発言があれば。

(伊澤委員) 病院の事業は、平成15年に募集してあった案件で、たしか最初の1件だけでよかったですか。

（鷹合参事官）そうです。

（伊澤委員）この辺りは、コロナ禍でこういったニーズは結構あるのかなという気がして、私の周りに聞いてみたのですが、もしそんなものがあるのだったらトライしたいというところは結構あるような気がするので、今回の評価とは全然別だと思うのですが、もうちょっと広報活動をされたほうがいいかなと。印象で申し訳ございません。

（鷹合参事官）ありがとうございます。先ほど説明できていなかったのですが、平成15年7月措置とありますので、平成15年からでございます。

広報活動については、ぜひやっていきたいと考えております

（伊澤委員）多分、コロナ禍の前と後で全然違うのだと思うのです。こういったニーズも違うと思いますし、若干聞いてみたのですが、そんなことがあるのですかという反応がございましたので。

（鷹合参事官）「病院等開設会社による病院等開設事業」は、平成15年当時はかなり盛り上がりまして、非常に話題にはなったのですが、最近は全くないので、もしかしたら本当に知らないという方も多いのかと思いました。

（伊澤委員）感想で申し訳ございません。

（藤村委員長）私からは、やる気があるのなら、ちゃんと自分で調べろよと思いますけれどもね。これだけネットでいろいろな情報が取れるのだから、知らなかった、知らないというのは、調べていないということ。

（伊澤委員）かもしれませんし、私が申し上げたのは、これまでそういった病院事業をしてこなかった法人、会社なのでこういう業界も知らない人たちなのです。

コロナ禍でそういったところが結構あるではないですか。遠隔診療とかで、通常の病院事業以外の組織がそういう病院事業も始めていますので、先生がおっしゃるとおりではあるのですが、こういったこれまでやってこなかったプレーヤーが入ってきていることになると思うのです。

（藤村委員長）ありがとうございます。議題としては以上ですが、よろしいですか。

事務局から何かございますか。

5. その他

（鷹合参事官）次回の評価・調査委員会は、先ほども述べましたが、9月頃開催を予定しております。議題は、令和7年度の評価対象特例措置の調査票の審議を予定しております。

以上です。

6. 閉会

（藤村委員長）では、以上で今日御用意いただいた議題は終わりとなります。

では、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。